

事 務 連 絡

平成 22 年 4 月 21 日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

電子マニフェストシステムの切替えに伴う電子マニフェスト情報の登録等の
取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条の 5 に規定する、電子情報処理組織を使用し、委託した産業廃棄物の処理の終了を確認等する電子マニフェストシステム（以下「システム」という。）については、法第 13 条の 2 の規定に基づき環境大臣から指定された財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）が管理等を行っているところです。

近年の電子マニフェストの普及率の向上に伴い、システムの利用者及び登録件数が急増しており、情報処理センターにおいては、システムの処理能力を拡充し、一層の安定性を確保するため、システムの機能強化を進めていましたが、今般、システムの開発が完了したことから、現行のシステムを平成 22 年 5 月 2 日午前 1 時に終了し、新システムの運用を同 5 月 4 日午前 4 時から開始することとしています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 31 の 3、第 8 条の 34 及び第 8 条 34 の 3 においては、産業廃棄物の引き渡し又は運搬及び処分の終了について、情報処理センターへの登録又は報告の期限を 3 日以内としているところですが、今般の新システムの運用開始に伴う特段の事情を考慮し、システムが停止される平成 22 年 5 月 2 日午前 1 時から同 5 月 4 日午前 4 時の間にシステムを利用しようとするシステム加入者については、システム再開後に速やかに情報処理センターへの登録又は報告を行うことにより法律違反を問わないこととします。

貴職におかれては、今後とも産業廃棄物の適正処理の確保について特段の御協力をお願い申し上げます。

○本件に係る連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

諸星、池本、佐藤（Tel：03-3581-3351 内線 6879、6874）